

危険物の二次災害を予防したい

No.1

総務省

情報提供

(開始年度)平成26年度

支援の名称

危険物施設の震災等対策ガイドライン

制度の
趣旨・背景

東日本大震災の実態を踏まえ、危険物施設における震災等対策（事前の計画の作成、従業員への教育・訓練、震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切かつ容易にします。

制度の
内容

危険物施設の事業者が自らの事業所において実施する震災等対策への取り組みを支援することを目的として、東日本大震災をはじめとする過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点を本ガイドラインにとりまとめました。

近年、危険物施設における火災・流出事故が増加傾向にあり、最近においても深刻な人的被害を生じる事故が続発するなど大きな問題となっています。このような状況を踏まえ、危険物施設に係る事故情報等の把握、業種を超えた事故情報等の共有を図るとともに、危険物事故防止アクションプラン等を踏まえた事故防止対策を推進し、危険物事故防止に関する国民への普及啓発及び消防機関への助言を行います。

■ガイドラインの構成

ガイドラインの使い方

製造所 編

屋内・屋外貯蔵所 編

屋外タンク貯蔵所 編

移動タンク貯蔵所 編

給油取扱所 編

一般取扱所 編

参考資料 1～6

■主な内容

- ・東日本大震災の被害と課題
- ・事前対策
- ・施設の使用再開に向けた対応

対象と
なる方

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）を扱っている民間事業者

問い合わせ
先など

総務省 消防庁 予防課 危険物保安室

TEL：03-5253-7524（内線42-631）

■関連URL

- ・危険物施設の震災等対策ガイドライン

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html>